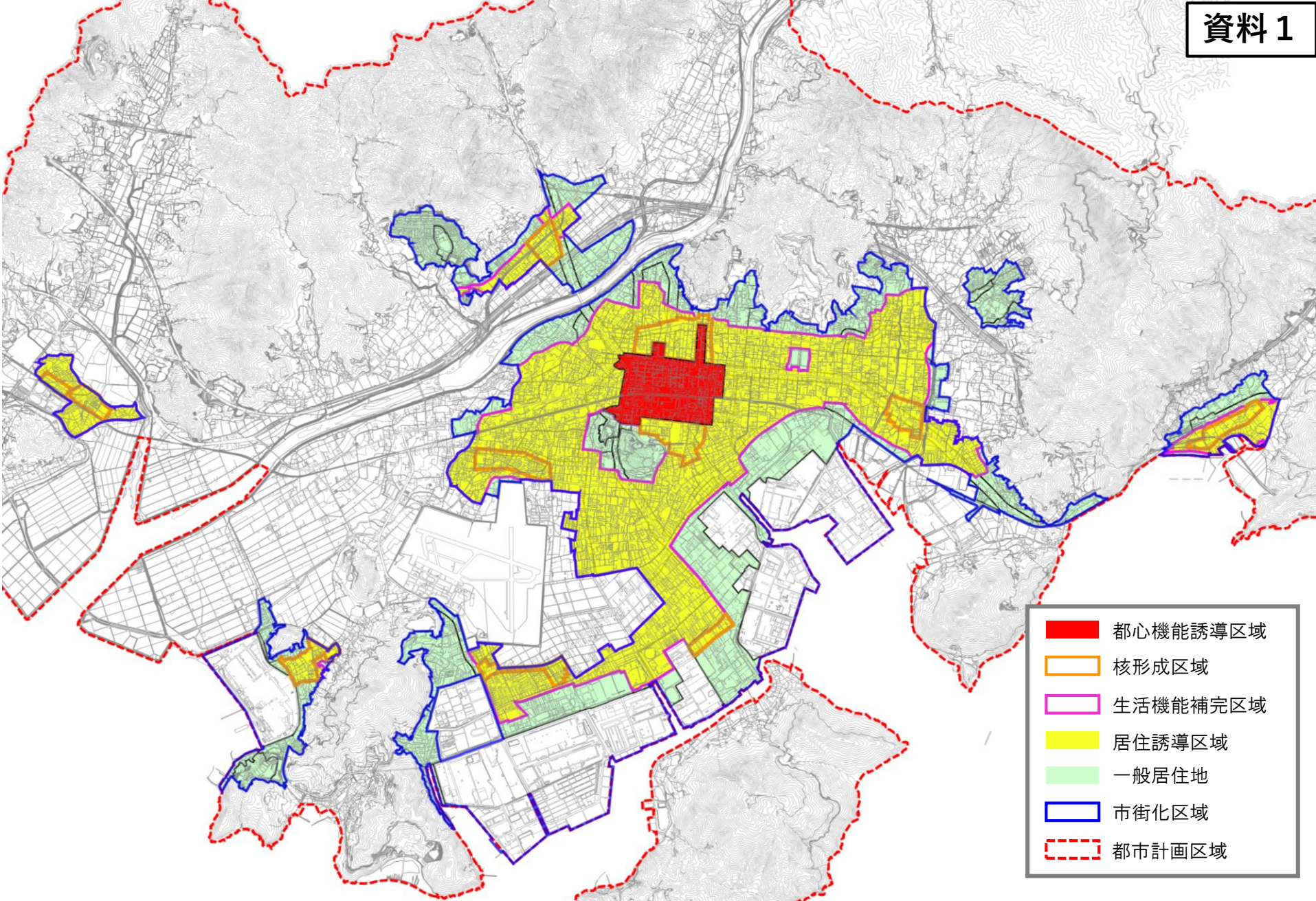




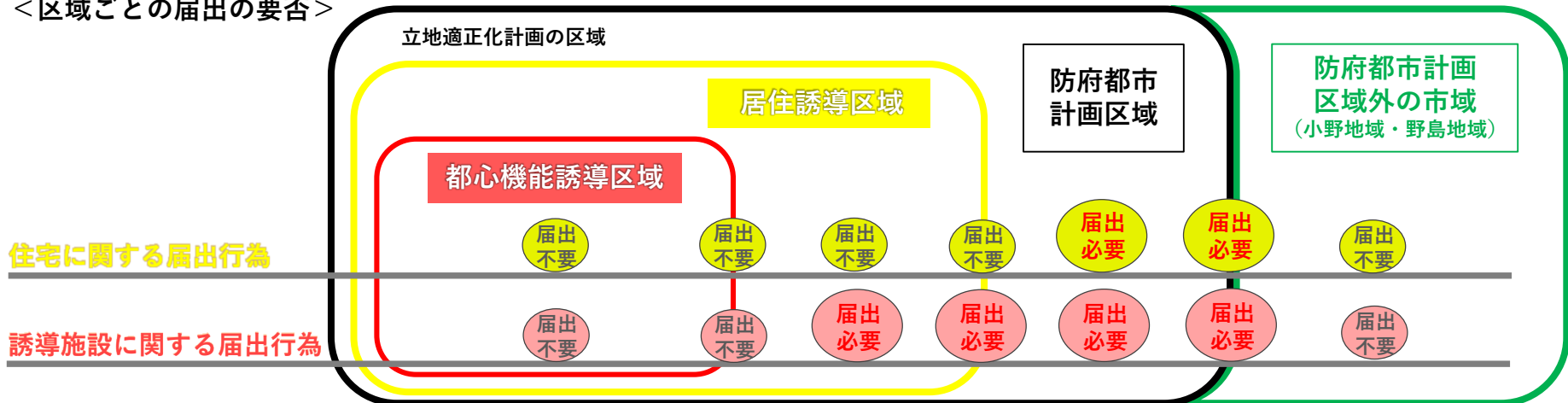
防府市立地適正化計画に基づく事前届出制度について

令和3年4月1日から、居住や都市機能を誘導する区域の内外における一定の行為をされる場合は、行為に着手する30日前までに市長への届出が必要です。

<届出の対象行為>

住宅に関する届出行為 (都市再生特別措置法第88条) 居住誘導区域外で右記の行為をする場合	①開発行為	・3戸以上の住宅建築が目的となる開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの
	②建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
誘導施設に関する届出行為 (都市再生特別措置法第108条) (都市再生特別措置法第108条の2) 都心機能誘導区域外で右記①,②の行為をする場合 都心機能誘導区域内で右記③の行為をする場合	①開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
	②建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築する場合 ・建築物の改築、または用途変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
	③誘導施設の 休止・廃止	・誘導施設を休止、もしくは廃止しようとする場合
【誘導施設】 ショッピングセンター：店舗面積6,000㎡以上 他、市庁舎/文化施設（防府市公会堂・防府市地域交流センターアスピラート） ※		

<区域ごとの届出の要否>



※都心機能誘導区域では、誘導施設を休止、もしくは廃止しようとする場合は、その届出が必要となります。